

**令和7年度観光経営人材育成事業業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和7年6月23日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1） 事業名

令和7年度観光経営人材育成事業業務委託

（2） 事業の目的

世界のトレンドを俯瞰する中で、観光の視点から地域資源をデザインし直し、収益性の高いビジネスモデルを創出できる経営人材の育成に向けて、観光経営人材育成講座を設置し、運営することを目的とする。

（3） 事業内容

別添「令和7年度観光経営人材育成事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（4） 企画提案を求める具体的内容の項目

別添「令和7年度観光経営人材育成事業業務委託提案書評価基準」による。

（5） 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

（6） 予算上限額

8,255,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(7) スケジュール (予定)

募集開始	令和7年6月23日(月)
質問票受付期限・参加資格確認申請書提出期限	令和7年7月7日(月)午後5時
質問票回答・参加資格審査結果通知	令和7年7月14日(月)
企画提案書提出期限	令和7年7月22日(火)午後5時
プレゼンテーション・ヒアリングによる審査(予定)	令和7年8月4日(月)
審査結果通知(予定)	令和7年8月5日(火)

2 企画提案募集要項等の交付

「山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ」ホームページからダウンロードすること。

3 企画提案の参加資格

本企画提案に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- オ 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- カ 令和2年4月以降に、国又は地方公共団体から同種又は類似の委託業務(観光人材育成業務等)を受託又は自社において類似の人材育成講座を実施した実績を有している者であること。

4 企画提案参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付すること。

- ① 誓約書(様式第2号)

- ② 役員名簿（様式第3号）
- ③ 企業概要等整理表（様式第4号）
企業概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ④ 受託実績整理表（様式第5号）

（2） 提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時（必着）

提出は、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

（3） 提出場所

山梨県観光文化・スポーツ部
観光政策グループ（企画） （住所等は本要項の末尾に記載）

（4） 提出方法

提出は、持参又は郵便により行い、上記期限までに必着のこと。

（5） 結果通知

参加資格審査結果は令和7年7月14日（月）以降にすべての申請者に対し書面にて通知する。

（6） 非選定理由に関する事項

企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、4（5）の通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることが出来る。

5 質問の受付

本要項及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第6号）に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「令和7年度観光経営人材育成事業業務委託に関する質問（貴社名）」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

（1） 質問の送付先

山梨県観光文化・スポーツ部
観光政策グループ（企画） kankou-bs@pref.yamanashi.lg.jp

（2） 受付期間

令和7年6月23日（月）から7月7日（月）午後5時まで（必着）

（3） 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行う。

（4） 留意事項

- ア 質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- イ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

6 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、仕様書に基づき、別添「令和7年度観光経営人材育成事業業務委託提案書評価基準」に掲げる項目について記載し、次により提出すること。

(1) 企画提案書

- ア 表紙には様式第7号を用いること。
- イ A4判、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ウ 日本語表記で文字サイズは10.5ポイント以上であること。

(2) 見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。

- ※ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。
- ※ 見積額は、1（6）の費用の上限額の範囲内とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

書面により、6（1）（2）を正本1部・副本10部提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体として提出すること。

提出は、持参及び郵便により行い、6（4）の提出期限までに必着のこと。

(4) 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時（必着）

提出は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 提出場所

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光政策グループ（企画）
（住所等は本要項の末尾に記載）

(6) 企画提案の審査基準

企画提案は、「令和7年度観光経営人材育成事業業務委託提案書評価基準」の各項目について審査する。

(7) 企画提案書の提出辞退

申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第8号）」を企画提案書の提出期限までに、6（5）の提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

7 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、観光経営人材育成事業に係る企画提案審査委員会が行う。
- ② 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査方法

- ① 審査は、プレゼンテーション・ヒアリングにて行う。
- ② 審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて通知する。
- ③ その他
総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなないことがある。

(3) 非特定理由に関する事項

最優秀提案者とされなかった者は、7(2)②の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

8 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

(1) 日時

令和7年8月4日(月)を予定しているが、詳細は別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む)
提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。 ※変更の可能性あり

(4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。
- ② やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は、遅刻した場合は、選定から除外する。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときの企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実反する申し込みや 提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

1 0 契約

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は優先交渉権者が契約締結までの間に「3 企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

1 1 契約書案

別添契約書（案）のとおり

1 2 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。
- (2) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合、契約保証金は免除する。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 特定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

1 3 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階
山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ（企画）
電話番号（直通） 055-223-1556
メールアドレス kankou-bs@pref.yamanashi.lg.jp